

豊橋市立野依小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない悪質かつ陰湿な行為である。加害者の軽率な言動が被害者に与える心の傷ははかり知れない。また、いじめの行為は、特定の児童が起こすものではなく、あらゆる児童が、被害者にも、また、加害者にもなり得る可能性を十分にはらんでいる。これらの基本的な考えをもとに、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように常にアンテナを高く保ち、未然防止・早期発見・早期解決に努めるとともに、「全児童を全教職員で見守り育む」という意識をもち、学校全体で組織的、かつ継続的に対応していく。

2 いじめ防止対策の組織

組織として「生活サポート委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、校務主任、生活サポート主任、生徒指導主任、学年主任、当該児童担任、養護教諭等とし、必要に応じて学校医、SC、SSW、学校評議員、PTA代表等も含めて検討・対応する。重大事態発生時には、「野依小学校いじめ調査委員会」を兼ねる。

(1) 「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・生活アンケートや親子生活アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。対策の検討結果については、情報共有を図り、全教職員で対応できるようにする。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめ事案の事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、管理職の指導の下、生活サポート委員会を核として迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の日常的な取り組み

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

イ 児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。

ウ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の育成を図る。

オ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネット等のネットワークサービスの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

カ 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童の自主的な「自浄力」を高める。

キ 「性的マイノリティ」に対して偏見をなくす環境づくりに努める。

(2) 児童理解といじめの早期発見の取り組み

- ア 学校生活アンケートを年間5回（4月・6月・9月・11月・2月）実施する。（1年生は6月以降の4回）。そのうち、2回（6月・11月）は、アンケートをもとに学級担任が全員面談をする。
- イ 児童の日常的な生活や教育相談の内容から、いじめの兆候を察知し早期発見に努める。
- ウ 教師と児童との人間関係や保護者との信頼関係に努め、相談しやすい環境を整える。
- エ スクールカウンセラーや教育相談員、外部の相談窓口を全児童と保護者に紹介し、相談しやすい環境を整える。また、必要に応じて相談活動を実施する。
- オ 一人一台のタブレット端末を利用した「心の健康観察」の導入し、児童のSOSの早期把握に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを認知したら「生活サポート委員会」を中心に組織的・迅速に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へは、いじめを見過ごさない・生み出さない集団となるようはたらきかける。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察等とも連携する。
- キ 他校の児童生徒に関係する場合は、学校間で連絡、情報を共有し合いながら対応する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「野依小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、関係生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 関係機関との連携を取り、加害・被害双方の生徒や保護者の心のケアに努める。

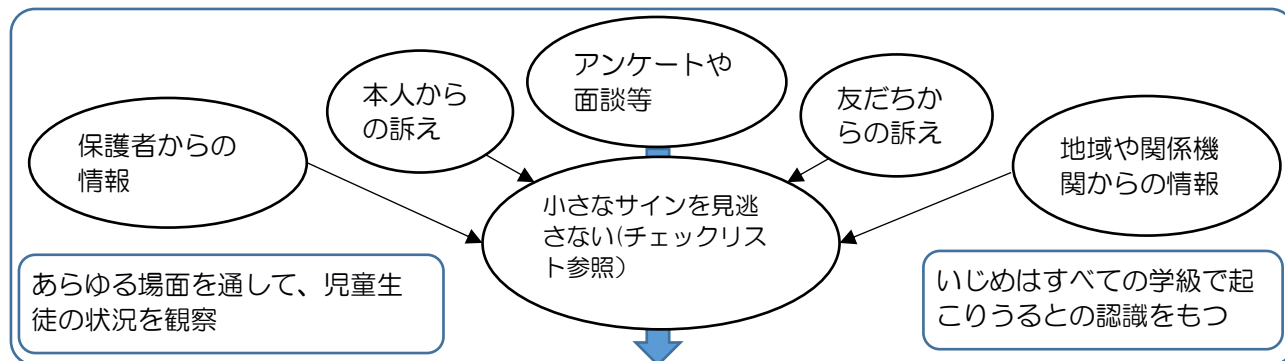
5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組み評価および保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し（12月）、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) いじめ重大事態に対する平時からの備えとして、国で作成したチェックリストを活用した点検を毎月実施する。

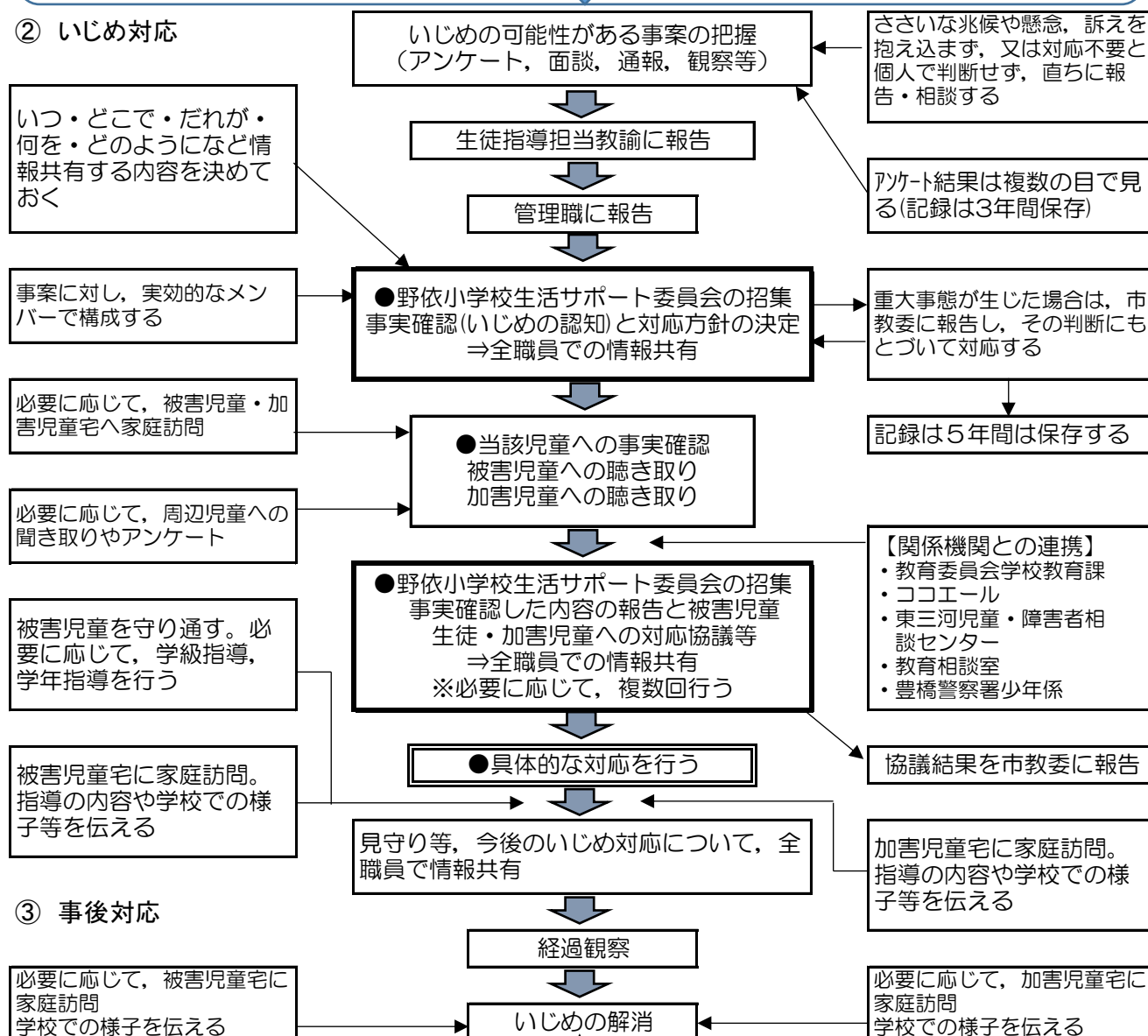
6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

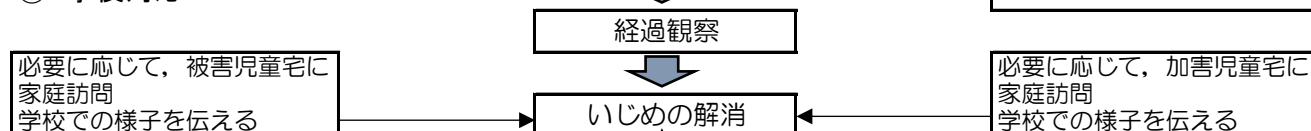
① いじめの発見



② いじめ対応



③ 事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。
止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童本人およびその保護者に対し面談等により確認する。

【 重大事態発生時の調査対応図 】

重大事態の発生

いじめを理由に3日休んだ場合は市教委に報告

〔重大事態〕

- (1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

教育委員会へ重大事態の発生を報告
学校教育課（主幹または課長補佐）

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体となった場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ・ 「野依小学校いじめ調査委員会」を設置する。組織の構成については、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平や中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

- ・ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・ 調査で実施するアンケートは、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ・ 希望があれば、いじめを受けた児童、または、保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ・ 当該被害児童や加害児童への心のケア、見守りを行う。
- ・ 保護者との情報共有、信頼関係の構築を行う。

教育委員会が調査主体となった場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。